

2016年度 全国統一要約筆記者認定試験 筆記試験 問題用紙

2017年2月19日(日)

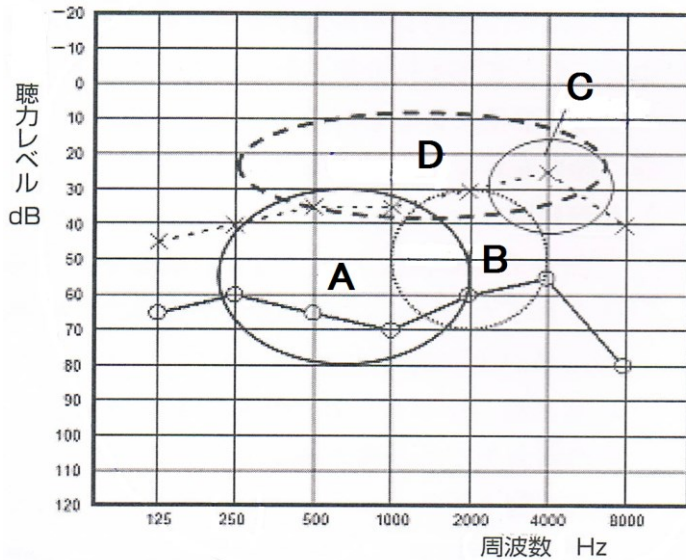
*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*「アルファベット」や「ひらがな」と指定のない場合は、一般的な日本語の表記をしてください。

*試験終了後、問題用紙も回収しますが、メモなどは消さなくてもかまいません。

I-1 下の図について、以下の問いを読んで、選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。



(1) 図中の楕円は、日本語に含まれる音をオーディオグラム上に示したものである。母音を表しているのはどれか。

- ア A
- イ B
- ウ C
- エ D

(2) A の範囲と C の範囲について正しいものはどれか。

- ア A は C と比べて高い音域にあり、C と比べて音が大きい。
- イ A は C と比べて低い音域にあり、C と比べて音が小さい。
- ウ A は C と比べて高い音域にあり、C と比べて音が小さい。
- エ A は C と比べて低い音域にあり、C と比べて音が大きい。

(3) このオーディオグラムの結果から、聞こえの程度にあてはまるものを選び。

- ア 右耳は普通の会話は問題がない。
- イ 右耳は耳元の大きな声も聞きづらい。
- ウ 左耳は声が小さいと聞き取れないことが多い。
- エ 左耳は大きな声でも聞きづらい。

(4) 両耳とも感音難聴である場合、聞こえ方にあてはまらないものを選び。

- ア 音を明瞭に区別できない。
- イ 補聴器の効果が比較的得やすい。
- ウ ダイナミックレンジが狭くなる。
- エ 大きな音が響いてがまんできない。

- (5) 身体障害者手帳の障害程度等級の認定について、正しいものはどれか。
- ア 平均聴力レベルが右耳 50dB、左耳 90dB、語音明瞭度が右 60%、左 40%の場合は該当しない。
 - イ 平均聴力レベルが右耳 60dB、左耳 90dB、語音明瞭度が右 50%、左 30%の場合は6級の基準に該当する。
 - ウ 平均聴力レベルが右耳 70dB、左耳 70dB、語音明瞭度が右 40%、左 30%の場合は4級の基準に該当する。
 - エ 平均聴力レベルが右耳 80dB、左耳 90dB、語音明瞭度が右 30%、左 30%の場合は3級の基準に該当する。

I-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を枠内の語群から選び、記号を記入しなさい。

- (1) (①) とは、聴覚が生じるか否かの境界となる値のことで、聴力検査の場合は、聞こえはじめる最も小さな音圧をさす。
- (2) 左右各耳の聞こえの程度を代表して表す方法に平均聴力レベルがあり、身体障害者福祉法では (②) Hz の聴力レベル、(③) Hz の聴力レベル、(④) Hz の聴力レベルを計算式に当てはめて算出する。
- (3) 補聴器は一人ひとりの聴力に合わせて調整することで効果を発揮するが、補聴器の調整機能のうち、難聴者の小さい音が聞こえにくいことについては、(⑤)、(⑥) の調整機能が対応する。
- (4) 人工内耳は、重度難聴者の聴力をおよそ (⑦) dB程度まで改善させる。
- (5) 補聴器や人工内耳でも効果が得にくい環境があり、特に騒音がある場所では、聞きとりにくく、難聴者は音声より騒音が (⑧) dB 以上小さくないと聞きとりにくい。また、早口での会話は聞きとりにくく、(⑨) で区切りながらゆっくり話をすると聞きとりやすくなる。
- (6) 相手の口形情報を読み取ることによる情報獲得方法を (⑩) と言い、聴覚の活用と併用するとき効果的であるといわれる。
- (7) 2006 (平成 18) 年度の厚生労働省の身体障害児・者実態調査によれば、聴覚障害者のコミュニケーション手段は、(⑪) の利用が約 70%、(⑫) の利用が約 30%、(⑬) の利用が約 20%である。
- (8) 障害者総合支援法における聴覚障害者対象の日常生活用具の給付種目として国が参考例としてあげているものには、「(⑭)」、「(⑮)」などがある。

ア	0	イ	10	ウ	30	エ	50	オ	70
カ	125	キ	250	ク	500	ケ	1000	コ	2000
サ	4000	シ	8000	ス	文節	セ	筆談・要約筆記		
ソ	雑音抑制	タ	文	チ	語音弁別能	ツ	補聴援助装置		
テ	口話	ト	聴覚閾値	ナ	音質調整	ニ	聴覚障害者用通信装置		
ヌ	出力制限	ネ	聴取弁別力	ノ	聴覚障害者用屋内信号装置				
ハ	読話	ヒ	手話・手話通訳	フ	音圧増幅	ヘ	音節		
ホ	補聴器や人工内耳等の補聴機器								

I-3 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 中途失聴者は、治療による（ ① ）回復を切望するが、次第にそれが困難なことがわかると、自分の障害と向き合い、新しい（ ② ）方法を探す段階になる。
- (2) 障害者総合支援法における自立支援給付に補装具費支給があり、補聴器本体だけでなく、付属品として耳の形状に合わせて作られる（ ③ ）の製作費も支給の対象となる。
- (3) 補聴器にはさまざまな形があり、（ ④ ）型補聴器はより自然な聞こえが期待できるが、大きい利得が得られにくいことがある。（ ⑤ ）型補聴器は、耳介後部に本体があり身体動作への制限が小さいが、高齢者には装着に慣れるのに困難を覚える場合がある。

II-1 次の記述で、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 人間が人間であるというただそれだけの理由で有するとされる権利を自由権という。
- (2) 憲法14条は「法の下での平等」を定めているが、合理的な差別を許さない絶対的平等と解されている。
- (3) 社会福祉の機能としての福祉的機能は、福祉ニーズに働きかけて自己実現や社会参加を目指す機能といえる。
- (4) WHOは2001（平成13）年、それまでの「国際生活機能分類」を「国際障害分類」と改訂した。
- (5) わが国で最初に社会福祉のことばが使われた法律は日本国憲法で、第25条第2項にみることができる。
- (6) ピアサポートは、職場や学校で先輩が後輩に対して助言、指導を行うことである。

- (7) 傾聴とは、相談者の状況や考えを理解し、その気持ちを受けとめることである。
- (8) 非指示的カウンセリングでは、クライアントは問題解決能力を持ち、おのずと解決方法を見だし、自己実現が可能であるという考え方に立つ。
- (9) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）で養護者の支援は、国および都道府県の責務とされる。
- (10) 2016（平成28）年5月に改正された「障害者総合支援法」（施行は平成30（2018）年）では、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しがなされた。

II-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 憲法によって国家（ ① ）を制限し、憲法に基づく政治を行うことを（ ② ）主義という。
- (2) （ ③ ）の理念は、1950年代末、（ ④ ）障害のある子の親たちによる入所施設への批判を契機に生まれた。
- (3) 国際生活機能分類では、「生活機能と障害」として心身機能・（ ⑤ ）構造、活動、（ ⑥ ）、「背景因子」として環境因子と（ ⑦ ）因子が示されている。
- (4) 2000（平成12）年に改正された社会福祉法では、利用者の（ ⑧ ）と契約を明確化し、利用者の（ ⑨ ）の保護を規定した。
- (5) ソーシャルワークは、個人や家族、（ ⑩ ）、地域などを対象に展開され（ ⑪ ）（ウエルビーイング）の達成を目標とする。
- (6) ソーシャルワークは、人とそのまわりの（ ⑫ ）とが相互に影響を与え合っているという考えにもとづき、問題を持つ当事者や家族がその原因のではなく、（ ⑬ ）状況において、さまざまな現象が相互に影響し合ってひとつの問題現象を発生させているととらえる。
- (7) 2016（平成28）年4月施行の「障害を理由とする差別の（ ⑭ ）の推進に関する法律」において、社会的（ ⑮ ）の定義は「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で⑮となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされる。

- (4) 次のことばのうち、要約筆記の基本的な要約技術に含まれないものはどれか。
- | | | | |
|---|----|---|------|
| ア | 置換 | イ | 省略 |
| ウ | 補足 | エ | 文末処理 |
- (5) 全体投影とノートテイクの違いとして間違っている記述はどれか。
- ア 全体投影では、利用者の視線の移動への配慮が、より必要になる。
- イ ノートテイクでは、全体投影におけるサブの役割はない。
- ウ 全体投影のほうが、要約筆記をする設置場所が限定されやすい。
- エ ノートテイクでは、利用者の利用目的にかなう場面による書き方が必要である。

III-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 中途失聴者や難聴者の団体として、昭和（ ① ）年、昭和30年に相次いで発足したのは、（ ② ）と（ ③ ）であり、聞こえにくい悩みを抱える人たちの、（ ④ ）団体の要素の強いものだった。
- (2) 中途失聴・難聴者の（ ⑤ ）を求める活動は、全国難聴者組織推進準備会を経て、昭和（ ⑥ ）年、全国難聴者組織推進単位地区研究協議会の発足となった。ここに集まった人々は、（ ⑦ ）を使った（ ⑧ ）により会議ができた感動を全国に持ち帰り、これを広める取り組みを始めた。
- (3) 要約筆記奉仕員養成は、昭和（ ⑨ ）年、厚生省の「障害者の（ ⑩ ）促進事業に（ ⑪ ）事業として組み込まれたが、要約筆記奉仕員養成カリキュラムが策定されたのは、平成（ ⑫ ）年だった。
- (4) 要約筆記は、話されていることを聞きつかみ、内容を（ ⑬ ）して文字にして伝える。その場で話されていることを伝える点で、対象は（ ⑭ ）であるといえる。⑭の使われる場面、⑭の傾向や（ ⑮ ）を知ることが要約筆記の（ ⑯ ）獲得の第一歩となる。
- (5) 要約筆記におけるチームワークでは、要約筆記者間のチームワークはもちろん、手話通訳者、（ ⑰ ）、話し手との（ ⑱ ）も不可欠である。終了後は、自分たちの仕事の（ ⑲ ）をして、派遣元への（ ⑳ ）を提出する。

III-3 次の記述で、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 要約筆記者派遣事業が地域生活支援事業として必須事業になったのは、障害者総合支援法からである。
- (2) 中途失聴・難聴者の運動に大きな影響を与えたものとして「音から隔てられて」の刊行がある。

- (3) 要約筆記における表記では、一般に使用される文字表記を使うこと、複数の通訳者の交代によって起きる表出方法の統一性が重要である。
- (4) 要約筆記で使用する要約技術には、短く表現する技術の1つとして「視覚情報の活用」がある。
- (5) コミュニケーションの特徴として非言語コミュニケーションの占める要素が少ないことがあげられる。
- (6) コミュニケーションの伝達過程において、その伝達を阻害するものとして「ノイズ」の多いことがあげられる。
- (7) 物語構造は、人がものを語るときに用いる普遍的な構造のことである。
- (8) 文章要約の型には、大意をまとめる「骨格法」と要旨を抜き出す「抜粋法」のふたつの方法がある。
- (9) 要約筆記者には、通訳現場で知り得た情報を口外しないという守秘義務があるので、問題点は誰にも言わずに自分で考えて今後に生かす。
- (10) 要約筆記者の心構えとして、中途失聴・難聴者が主体的力量を高められるよう、それができる条件や機会、サポートする環境を整える。

Ⅲ-4 以下の設問に答えなさい。

- (1) 行政の職員研修の場のノートテイクにAさんと行った。2人派遣。依頼書にあるとおり、利用者のKさんはノートテイクの経験はないらしい。研修はスライドに沿って行われ、プリントアウトしたものも配付されていた。休憩になり、Kさんが席を外しているときに、Kさんの同僚のFさんがやってきて、ノートテイクしたものを見せてほしいと言われた。見せられないというとKさんとは同じ職場で親しいから許可してくれるはず、と言う。
 - ① あなたはFさんにどう対応しますか。
 - ② 戻ってきたKさんへはどう対応しますか。どちらも50字から60字以内で対応の内容を解答用紙に書きなさい。
- (2) 病院でのノートテイクを終え、利用者と別れて帰ろうとしたら、知らない人から呼び止められた。その方の伯父さんが途中で難聴になり最近手帳を交付されたという。様子を見ていて呼び出しや話を書いているようだが、こうしたボランティアはどこで頼めるのかと聞かれた。この人に申し込み先、申し込み方法以外に、あなたはどんな説明をしますか。80字以上100字以内で解答用紙に書きなさい。

IV-1 次の記述で、正しいものに○、間違っているものに×をつけなさい。

- (1) 世界の言語を他動詞文の主語 (S)・目的語 (O)・述語の動詞 (V) という語順の観点から分類すると、英語はSVO語、日本語はSOV語のようになる。
- (2) 標準的な日本語の母音をかなで表すと「ア イ ウ エ オ」の5つであり、それらは無声音である。
- (3) 「現代仮名遣い」〈1986 (昭和 61) 年内閣告示〉の表記の原則によれば、「犬 (①いぬ)」と「先生 (せんせ②い)」の「①い」と「②い」のはたらきは同じである。
- (4) 漢字のように、単語あるいは語構成要素を表す文字を表音文字といい、発音と意味の両方を表す。
- (5) 日本語のアクセントは高低アクセントであるが、意味の区別の上で絶対的なものではない。
- (6) 文はその構造として、「何が」を示す部分と、「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分とを軸にして作られているが、前者を主語、後者を述語という。
- (7) 表記のゆれとは、たとえば「もうしこみ」を「申し込み」「申込み」「申込」と書き表すというように、表記の仕方に違いが表れてくる現象のことである。
- (8) 「橋 (はし)」という単語と「端 (はし)」という単語の関係は、類義語である。
- (9) 「外来語の表記」〈1991 (平成 3) 年内閣告示〉によれば、「ベール」「ヴェール」のどちらの表記も許容されている。
- (10) 現代日本語の動詞において、「たたく」のように、はたらきかける対象としての「～を」(例:「太鼓を」)を必要とする動詞を他動詞という。

IV-2 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 現在の日本語表記において、その漢字使用の目安を示すものとして (①) 〈1981 (昭和 56) 年内閣告示、2010 (平成 22) 年改訂〉が示されているが、それは法的拘束力を持たない。
- (2) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、話し手が何かの行動を聞き手に働きかけている文を (②) という。

- (3) 「送り仮名の付け方」〈1973（昭和48）年内閣告示、1981（昭和56）年、2010（平成22）年一部改正〉によれば、「いちじるしい」は、（ ③ ）と表記されるのが普通である。
- (4) 個人が日常の言語で使用する語彙を（ ④ ）語彙といい、ふだん使わないが読んだり聞いたりしたときにわかる語彙を理解語彙という。
- (5) 「食べる」を、一般的に男性や女性がそれぞれ「食う」「いただく」のように表現し、そこに独特の語感・ニュアンスが生まれる現象を、単語の（ ⑤ ）という。

IV-3 次の問題を読んで、選択肢から当てはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) アクセントは単語を単位としているが、イントネーションは（ア段落 イ文節 ウ自立語 エ文）を単位としている。
- (2) 「ローマ字のつづり方」〈1954（昭和29）年内閣告示〉では、第1表に（ア訓令 イ巡礼 ウ外来 エ学校）式の表記法が示されており、第2表にへボン式の表記法が示されている。
- (3) 「台風で 川の 水が どんどん 増えている。」の どんどん は、（ア台風で イ川の ウ水が エ増えている）を修飾している。
- (4) 「現代仮名遣い」〈1986（昭和61）年内閣告示〉によれば、「お小遣いをもらったので、近々、映画を見に行こうと思っている」をひらがなで表記すると
 ア おこずかいを もらったので ちかぢか、えいがを みに いこうと おもっている。
 イ おこづかいを もらったので ちかじか、えいがを みに いこうと おもっている。
 ウ おこづかいを もらったので ちかぢか、えいがを みに いこうと おもっている。
 エ おこずかいを もらったので ちかじか、えいがを みに いこうと おもっている。
 とするのが普通である。
- (5) 「公用文における漢字使用等について」によれば、（ ）の表記が望ましい。
 ア かれは、目の前で交通事故が起こったのを見て、直ちに警察に通報した。
 イ 彼は、目の前で交通事故が起こったのを見て、直ちに警察に通報した。
 ウ かれは、目の前で交通事故が起こったのを見て、ただちに警察に通報した。
 エ 彼は、目の前で交通事故が起こったのを見て、ただちに警察に通報した。

